

## 第2章 景観計画区域

### (景観法第8条第2項第1号)

本市では、錦江湾から北部の霧島連山をはじめとした山々まで、多様な景観特性を有していることをふまえ、市全域を景観法に基づく景観計画区域とします（地先公有水面を含む）。

また、今後、住民・事業者と行政が一体となって、地域の特徴ある景観を活かすため、きめ細やかな規制・誘導を進めていくエリアを「育成地区」と位置づけ、景観計画への反映又は景観地区、地区計画等による保全・形成に取り組むことを目指します。

景観計画区域	霧島市全域（地先公有水面を含む）	
一般地域	景観計画区域のうち、「育成地区」に指定された区域を除く地域の全部	
育成地区	特徴的な景観を有している地域・地区のうち、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要がある区域	
	候補地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○霧島温泉郷地区（丸尾温泉を中心とした、街なみ環境整備事業*・整備促進区域に指定されている地域）</li> <li>○新川溪谷温泉郷地区（妙見温泉、安楽温泉を中心とした地域）</li> <li>○日当山温泉郷地区（日当山温泉を中心とした地域）</li> <li>○鹿児島神宮前地区（鹿児島神宮を中心とした地域）</li> <li>○舞鶴城下町地区（舞鶴城跡を中心とした城下町の町割の残る地域）</li> <li>○霧島神宮周辺地区（霧島神宮を中心とした地域）</li> <li>○大隅横川駅周辺地区（JR大隅横川駅*を中心とした地域）</li> <li>○山ヶ野金山跡地区（山ヶ野金山跡を中心とした地域）</li> </ul>

※候補地とは、地区の景観形成の熟度に応じて、今後、育成地区としての指定が考えられる地域です。それぞれの地域において、地区住民等との協議を行い、育成地区として指定されるまでは、一般地域における景観形成基準を適用します。



凡 例	
	景観計画区域
	霧島錦江湾国立公園（自然公園区域）
	育成地区候補地
	国道
	高速道路
	河川
	鉄道

- 序章
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章